

## 猪苗代クラインガルテン利用規程

(基本原則)

- 第1条 「猪苗代クラインガルテン」事業は、「リステルパーク」(リステルグループが開発を進めるゾーン全体を総称する)内において、「ホテルリステル猪苗代(本館・ウイングタワー・ガーデンコート)」「スキーファンタジア」「ケアテル猪苗代」「マリアクリニック」等とともに運営され、(有)猪苗代ハーブ園が管理運営を行うものである。
2. 「リステルパーク」は心身の健康増進を目的とし、自然を大切にし、文化的でゆとりある保養地を目標とした施設である。したがって本事業もこの目標を推進する一つの事業であり、この事業に参加する利用者はこのことをよく理解して、全パーク内の利用者と共同して、この目標達成のため、リゾートとしての品位を高め、パーク全体の良好な環境の保全に努めるものとする。
3. 本条は、以下の本規程解釈の指針となるものである。

(目的)

- 第2条 この規程は、耕作主体である(有)猪苗代ハーブ園と利用者双方が協力し合い、農園の管理、及びクラインガルテンとして使用するホテルリステル猪苗代本館の客室(以下「客室」という。)等施設の適切な管理運営を行うことを目的とする。

(参加者の資格)

- 第3条 猪苗代クラインガルテンの利用者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 積極的に農業体験に参加する意思のある者。
- (2) 猪苗代クラインガルテン利用規程等を遵守できる者。

(利用期間)

- 第4条 猪苗代クラインガルテンの利用期間は下記の二通りとする。
- |                                    |      |
|------------------------------------|------|
| (1) 4月1日～11月30日(以下「グリーンシーズン期間」という) | 8ヶ月間 |
| (2) 4月1日～翌年3月31日(以下「通年期間」という。)     | 1年間  |

(利用料金)

- 第5条 猪苗代クラインガルテンの利用料金は下記の2通りとする。
- |                |      |                        |  |
|----------------|------|------------------------|--|
| (1) グリーンシーズン期間 | タイプ1 | 客室利用料 24万円、管理運営協力費 4万円 |  |
|                |      | 合計 28万円                |  |
|                | タイプ2 | 客室利用料 20万円、管理運営協力費 4万円 |  |
|                |      | 合計 24万円                |  |
| (2) 通年期間       | タイプ1 | 客室利用料 36万円、管理運営協力費 4万円 |  |
|                |      | 合計 40万円                |  |
|                | タイプ2 | 客室利用料 30万円、管理運営協力費 4万円 |  |
|                |      | 合計 34万円                |  |

注:C棟タイプ1 2室タイプ、バス、トイレ、キッチンネット付き 33.45㎡  
C棟タイプ2 1室タイプ、バス、トイレ、キッチンネット付き 22.70㎡  
(部屋の広さは、棟により異なります。)

(使用料)

- 第6条 利用者は、客室を利用するごとに、1泊当たり、一人1,050円(消費税込み)を、ホテル使用料として、ホテルリステル猪苗代に支払うものとする。
2. 上記の使用料は、日帰りで部屋を利用する場合も同額とする。
  3. 1泊当たり3名以上で利用する場合は、3人目より一人515円(消費税込み)とする。
  4. 3歳未満の幼児は、使用料の対象外とする。

(施設保証預かり金)

- 第7条 猪苗代クラインガルテンを利用するには、第5条に規定する利用料の他に、下記の施設保証預かり金を必要とする。
- |          |     |
|----------|-----|
| (1) タイプ1 | 6万円 |
| (2) タイプ2 | 5万円 |
2. 施設保証預り金は、利用者の責により、客室又はその他の施設等に破損等を生じた場合、その金額を持って補修費に充てる。施設保証預かり金の額を超える破損の修理費については、利用者が負担しなければならない。ただし自然損耗の場合は、この限りではない。
  3. 定められた利用期間終了時に客室又はその他の施設等に自然損耗以外の破損等がない場合は、施設保証預り金は、全額利用者に返却するものとする。

(利用の申込)

第8条 利用希望者は、所定の利用申請書に必要事項を記入の上、代表者の履歴書と共に(履歴書は市販のもので可)申し込むものとする。

2. 申し込みは郵送もしくは持参するものとする。
3. 特定の部屋・区画の希望はないものとする。

(利用者の選考)

第9条 利用申込みが多数の場合は、(有)猪苗代ハーブ園において利用者の選考を行うこととする。

(利用の契約)

第10条 利用希望者は、(有)猪苗代ハーブ園からの許諾があった後、2週間以内に利用料金及び施設保証預り金を下記に振り込むものとする。

口座 会津信用金庫 猪苗代支店 普通預金 0977090

名義 有限会社 猪苗代ハーブ園 代表取締役 上野 治雄

(ユウゲンガイシャ イナワシロハーブエン タイョウトリシマリヤク ウエノハルオ)

2. 利用契約は、利用申込みに対し、(有)猪苗代ハーブ園がこれを許諾し、利用料金及び施設保証預り金が指定口座に振り込まれた時点において、成立するものとする。
3. 契約期間は第4条に定める期間とする。ただし、契約満了の3ヶ月以前に更新の申出があった場合、契約日の属する年度より起算して最長5年まで更新することが可能とする。

(農園の利用と管理)

第11条 農園における作物の栽培は、(有)猪苗代ハーブ園の指示に従い、原則として有機栽培及び無農薬栽培を實踐し、自家消費のものに限定する。

2. 栽培された農作物は、原則的に(有)猪苗代ハーブ園の所有物とする。ただし、猪苗代クラインガルテンの利用料金には利用者が自家消費する作物の購入代金も含まれており、その限度において、利用者の所有物とする。
3. 農園への樹木の定植をしてはならない。
4. 農園に工作物を設置してはならない。
5. 参加期間が終了した時点において残存物がある場合、(有)猪苗代ハーブ園と協議の上、利用者が残存物の処分をすることとする。

(利用日の連絡)

第12条 利用者は利用の都度、前日までに、利用者氏名、利用予定日、利用予定人数を猪苗代クラインガルテン事務局宛、連絡しなければならない。

(契約の解除)

第13条 利用者が契約締結後において、この規定に反するような行為が行われた場合、契約を一方的に解除できるものとする。この場合、利用料は返還しない。

2. 利用者のやむを得ない事情等で、期の途中で利用を中止する場合は、1ヶ月以上の期間をもって事前に利用中止の申し出をすることにより、契約を解除することができる。この場合、利用料金のうち客室利用分は月単位での按分とし、利用中止の日の属する月の翌月以降の客室利用分は返却することとする。管理運営協力費は返金しない。
3. 2ヶ月以上連絡がなく、かつ利用もない場合で、あらかじめその旨の何らの意思表示がないとき、又は(有)猪苗代ハーブ園が意向確認のための連絡の努力をしたにもかかわらず連絡が取れないときは、利用を中止したものとみなして、契約を解除することとする。この場合利用料金の返却はしない。客室に私物がある場合は、一定期間ホテルにて保管した後、引き取りがない場合は、ホテルにて処分することとする。

(災害の補償)

第14条 (有)猪苗代ハーブ園は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 利用者が施設等に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償する責を負う。

(附則)

第16条 この利用規程は、平成21年4月1日より有効とする。